

## 留学生の改良住宅等における使用許可に関する実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅に困窮する留学生の居住の安定及び改良住宅等における地域コミュニティの活性化等を図るため、特定の改良住宅等における地方自治法第238条の4第7項及び京都市公有財産規則に基づく使用許可に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改良住宅等 京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）に規定する市営住宅で別表に掲げるものをいう。
- (2) 留学生 大学に在学し、又は入学許可を受けた者で、留学の在留資格を取得し、又は取得することが確実な者
- (3) 大学 京都市内に所在する学校教育法に基づく大学及び短期大学。ただし、学部が市外に所在するものは除く。

### (対象住宅)

第3条 使用許可の対象となる住戸は、入居の承認がなされていない改良住宅等で、住宅地区改良事業等の実施による入居の予定がないもののうち、別に定めるものとする。

### (使用許可申込者の資格)

第4条 使用許可を受けようとする者（以下「使用許可申込者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 条例第6条第2号から第6号に掲げる要件を有すること。
- (2) 世帯留学生（日本政府又は自国政府から奨学金の支給を受けている留学生及び日本国籍を有する者と同居する留学生を除く。）であること。
- (3) 日本語で日常会話ができること。
- (4) 居住地域で取り込まれる事業等に積極的に参加するなど、異文化理解及び地域交流に意欲があること。
- (5) 大学の推薦が得られること。

### (使用許可申込者の募集)

第5条 使用許可申込者の募集は、1世帯につき1戸とし、公募によるものとする。

2 前項の規定による募集の広報は、留学生に広く周知する方法によるものとし、募集に必要な事項は、そのつど定める。

### (使用者の審査)

第6条 この要綱の適用を受けようとする者は、市営住宅使用許可申込書〔留学生〕（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長の審査を受けなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 在留資格証明書の写し

(使用許可申込者の選考)

第7条 前条に規定する審査に合格した者の数が募集戸数を超える場合は、住宅困窮状態等に応じて選考する。

(使用、更新の許可及び使用許可の取消)

第8条 前条の規定により選考された者は京都市公有財産規則に基づき、市有財産使用許可申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可をする場合において、使用期間は、1年以内とする。
- 3 前項の使用期間は、使用者の在学期間に応じて更新することができる。その場合は、市有財産更新使用許可申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。
- 4 市長は、使用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。
  - (1) 使用料の納付を怠ったとき。
  - (2) 使用許可の条件に違反したとき。

(使用許可の手続)

第9条 使用許可を受けた使用者は、使用を指定する日までに、市営住宅入居誓約書〔留学生〕(第2号様式)に使用者の署名を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料)

第10条 使用料の額は、条例及び京都市市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき算定する当該住戸の家賃に相当する額とする。

(委任)

第11条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局住宅室長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月22日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 従前の要綱は、この要綱の施行をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行時において、従前の要綱に規定により入居している留学生については、平成21年3月31日までは従前の要綱の規定を適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則（平成30年3月1日決定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和2年3月26日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附則（令和2年11月4日決定）

この要綱は、京都市市営住宅条例の一部を改正する条例（令和2年11月6日公布）の公布の日から施行する。

附則（令和3年3月25日決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	位 置
樂只市営住宅	京都市北区紫野北花ノ坊町
岡崎市営住宅	京都市左京区岡崎最勝寺町
錦林市営住宅	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町
養正市営住宅	京都市左京区田中馬場町
壬生東市営住宅	京都市中京区西ノ京北小路町
三条市営住宅	京都市東山区教業町
崇仁市営住宅	京都市下京区西之町
南岩本市営住宅	京都市南区東九条南岩本町
東岩本市営住宅	京都市南区東九条東岩本町
岩本市営住宅	京都市南区東九条西岩本町
高瀬川南市営住宅	京都市南区東九条北河原町
山ノ本市営住宅	京都市南区上鳥羽山ノ本町
久世市営住宅	京都市南区久世大築町
久世南市営住宅	京都市南区久世大築町
壬生市営住宅	京都市右京区西院上花田町
辰巳市営住宅	京都市伏見区醍醐東合場町
田中宮市営住宅	京都市伏見区竹田田中宮町
改進市営住宅	京都市伏見区竹田醍醐田町
加賀屋敷市営住宅	京都市伏見区深草加賀屋敷町